

エコアクション21

環境経営レポート

活動期間

2022 年 6 月 ～ 2023 年 5 月



空調・給排水・衛生設備・設計施工



内川工業株式会社

代表取締役 内川 茂

静岡市駿河区下川原5丁目14番9号

TEL》 054-258-0126 FAX》 054-257-0835

発行日： 2023年6月15日



【目次】

I .組織の概要	… P 1
II .環境経営方針	… P 2
III .実施体制組織図	… P 3
IV .環境経営目標	… P 4
V .環境経営計画・取り組み	… P 5
VI .環境経営目標の実績と評価	… P 6
VII .環境経営計画の実施状況と評価、次年度の環境経営計画	… P 7
VIII .環境関連法規一覧と違反・訴訟の有無	… P 8
IX .代表者による全体の評価と見直し・指示	… P 10

【その他添付資料】

- ・ 環境上の緊急対策
- ・ 環境コミュニケーション受付票
- ・ 問題の是正及び予防処置(是正処置確認報告書)
- ・ 年間報告【苦情・問題の有無について】



I.組織の概要

事業者名及び代表者名

内川工業株式会社

代表取締役 内川 茂

所在地

名 称	所 在 地	延 床 面 積	備 考
事 務 所	静岡県静岡市駿河区下川原5-14-9	83.1 m ²	今回の認証対象
工 場	静岡県静岡市駿河区下川原5-15-18	228 m ²	今回の認証対象
資機材倉庫	静岡県静岡市駿河区下川原5-14-11	167.98 m ²	今回の認証対象

環境管理責任者、事務局担当者の氏名及び連絡先

環境管理責任者：内川 茂

TEL … 054-258-0126

E-mail… shigeru-u@uchikawa-kougyou.jp

事務局担当者：内川 博美

TEL … 054-258-0126

E-mail… h-uchikawa@uchikawa-kougyou.jp

事業の概要

空調・給排水・衛生設備・設計施工

事業規模

会社設立 昭和58年 6月 1日

資本金 2,000 万円

活 動 規 模	単 位	2020 年	2021 年	2022 年
工 事 等 の 件 数	件	74	71	49
売 上 高	万円	34,834	37,088	28,572
総 従 業 員 数	人	21	21	15
事 務 所 床 面 積	m ²	83.1	83.1	83.1
工 場 床 面 積	m ²	228	228	228
資 機 材 倉 庫 床 面 積	m ²	167.98	167.98	167.98

事業年度

6月 1日 ～ 翌年 5月 31日

レポートの対象期間及び発行日

環境経営レポートの対象期間： 2022年6月 ～ 2023年5月

環境経営レポートの発行日： 2023年6月15日

認証・登録対象範囲

事務所、工場、資機材倉庫、車両の全組織・全活動・全従業員を対象とする。

Ⅱ.環境経営方針

【環境理念】

内川工業株式会社は、自然豊かな静岡市に位置し、空調・衛生設備配管工事の事業活動を通じ、美しい近隣の自然をさらには、地球環境を守るために、環境に配慮した施工の提供に努め、積極的に環境保全に取り組む企業を目指します。

【基本方針】

当社は、環境理念に基づいた環境経営システムを構築し、環境負荷を軽減するとともに、環境に配慮した活動に取り組みます。そのために、次項を実施することによって、継続的な改善と汚染の予防に努めます。

1. 環境負荷に低減と環境保全活動への取り組み

- 1)省エネ(電気・化石燃料)推進によるCO₂削減への取り組み
- 2)廃棄物の3R(Reduce/Reuse/Recycle)推進による排出量削減
- 3)用水使用量の削減
- 4)グリーン購入の推進
- 5)環境に配慮した施工の提案・実施(自社の特徴を生かした取り組み)



2. 環境関連法規制等の遵守

環境関連の法規制等を遵守し、法規制に対し、責任・信頼のある企業を目指します。

3. 環境経営の継続的改善

環境に配慮した営業活動を中心に環境経営の継続的改善を行います。

4. 環境コミュニケーションの積極的実施

社外においては、環境活動レポートを公開し、利害関係者とのより良いコミュニケーションを実施します。社内においては、全従業員に、この環境方針及び必要事項を周知し、全社員参画による取り組みを目指します。



制定年月日 平成30年6月27日

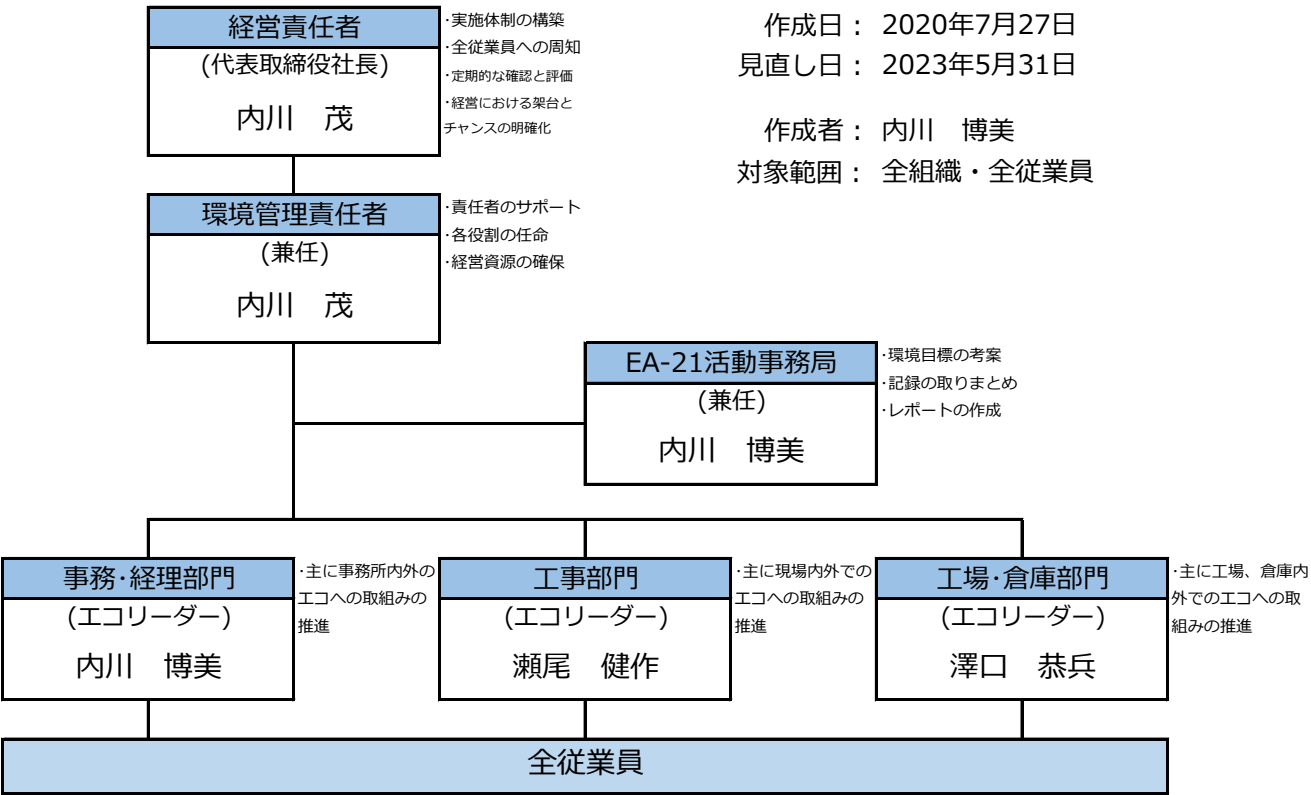


内川工業株式会社

代表取締役

内 川 茂

Ⅲ.実施体制組織図



Ⅳ.環境経営目標



1. 2018年度及び運用期間(2022年6月～2023年5月)の目標値

項 目	単 位	2018 年 度 実 績 値	2022 年 度 目 標 値	
		2018年6月～2019年5月	2022年6月～2023年5月	
		実 績 値	目 標 削 減 率	目 標 値
二酸化炭素排出量(全部門)	kg-CO ₂	44,597	-1.4%	43,973
内 訳	電力	kWh	-1.4%	21,861
	ガソリン	L	-1.4%	5,674
	軽油	L	-1.4%	8,264
	プロパンガス(LPG)	kg	-1.4%	21.9
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	-1.4%	565
	産業廃棄物排出量	kg	-1.4%	5,927
化学物質使用量の適切な管理	kg	37.1	-	-
水使用量の削減	m ³	77	-1.4%	76
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の推進	件	現状把握	—

2. 短期・中期の環境目標

項 目		単 位	2018年度	2022年度	2023年度	2024年度
			基準年(実績)	目 標 (年 間)	目 標 (年 間)	目 標 (年 間)
二酸化炭素排出量(全部門)		kg-CO2	44,597	-1.4%	-1.6%	目 2 標 0 値 2 見 3 直 年 し 度 の 終 予 了 定 時
内 訳	電力	kWh	22,171	-1.4%	-1.6%	
	ガソリン	L	5,755	-1.4%	-1.6%	
	軽油	L	8,381	-1.4%	-1.6%	
	プロパンガス(LPG)	kg	22.2	-1.4%	-1.6%	
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	573	-1.4%	-1.6%	
	産業廃棄物排出量	kg	6,011	-1.4%	-1.6%	
化学物質使用量		kg	37.1	-	-	
水使用量の削減		m³	77	-1.4%	-1.6%	
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の推進 (手直し工事の削減)	件	現状把握	現状把握	—	

※「購買電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和2年度)の基礎排出係数「0.431kg-CO₂/kWh」を使用。

V.環境経営計画・取り組み

(取り組み期間：2022年6月 ～ 2023年5月)



社 内



	リーダー	活 動 項 目	ス ケ ジ ュ ール		活 動 項 目	ス ケ ジ ュ ール	
			6～11月	12～5月		6～11月	12～5月
事務所	内川博美	①不要な照明の消灯		→	⑫マイカップ・マイボトルの常備		→
		②クールビス・ウォームビスの実施		→	⑬便座ヒーター・温水の停止		→
		③電力の基本設定の見直し		→	⑭節水を促す表示をする		→
		④空調設定温度の見直し		→	⑮毎月量水器の確認・点検をする		→
		⑤ブラインドによる日射遮蔽		→	⑯ダンボール再利用とリサイクル		→
		⑥利用していない部屋の空調停止		→	⑰シュレッダーリサイクル回収		→
		⑦室内外機周辺の障害物の撤去		→	⑱インク・テプラカートリッジ回収		→
		⑧両面コピーの推進		→	⑲エコキャップ運動への参加		→
		⑨ミスコピーの裏面利用		→	⑳古切手回収		→
		⑩使用済み封筒の再利用		→	㉑事務所内・会社周辺に緑を置く		→
		⑪会議資料のペーパーレス化		→	㉒緑のカーテン造り		(毎年5月中旬～10月初旬)

	リーダー	活 動 項 目	ス ケ ジ ュ ール		活 動 項 目	ス ケ ジ ュ ール	
			6～11月	12～5月		6～11月	12～5月
工場	澤口恭兵	①産業廃棄物の分別収集		→	⑧化学物質の購入量・使用量の把握		→
		②端材発生量の抑制		→	⑨化学物質の使用量削減の検討		→
		③産廃マニフェストの管理・保管		→	⑩工場周辺の清掃活動		→
		④木材パレットを運送会社に返却		→	⑪消防団活動による地域防災支援		→
		⑤作業員・下請への周知徹底		→	⑫災害時救急マニュアルの作成		→
		⑥化学物質代替品の検討		→	⑬消火等防災訓練		(毎年10月)
		⑦化学物質RAシート作成・周知		→	⑭油類流出事故発生時訓練		(毎年10月)



社 外



	リーダー	活 動 項 目	ス ケ ジ ュ ール		活 動 項 目	ス ケ ジ ュ ール	
			6～11月	12～5月		6～11月	12～5月
現場等	瀬尾健作	①作業ミスの防止		→	⑤加減速の少ない運転		→
		②顧客クレーム削減		→	⑥早めのアクセルオフ		→
		③廃棄物の再資源化の推進		→	⑦タイヤの空気圧をこまめにチェック		→
		④ふんわりアクセル「eスタート」		→	⑧不要な荷物は積まずに走行		→



取 り 組 み



インク・テプラカートリッジ回収



緑のカーテン

V-I.緊急事態訓練



消火訓練

実施日：	2022年10月1日
作成者：	澤口 恭兵
参加者：	7人



《評価》

手順通りに実施できた。
有効性はあると評価する。



油流出訓練

実施日：	2022年10月1日
作成者：	澤口 恭兵
参加者：	8人



《評価》

手順通りに実施できた。
有効性はあると評価する。

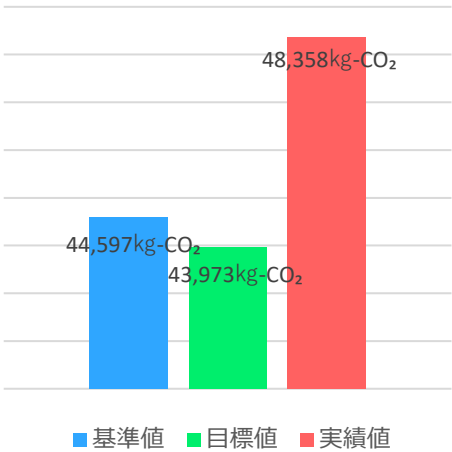
※欠席者への対応として月末協議会にて報告・周知する

VI.環境経営目標の実績と評価

項 目		単 位	基 準 期 間	2022年度				
			2018年6月 ～ 2019年5月	2022年6月 ～ 2023年5月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績値	実績削減率	評価
二酸化炭素排出量(全部門)		kg-CO ₂	44,597	-1.4%	43,973	48,358	+10.0%	×
内 訳	百万円あたりのCO ₂ 排出量	CO ₂ kg	141	-1.4%	139	170	+22.3%	×
	電力	kwh	22,171	-1.4%	21,861	22,557	+3.2%	×
	ガソリン	L	5,755	-1.4%	5,674	5,257	-7%	○
	軽油	L	8,381	-1.4%	8,264	10,209	+24%	×
	プロパンガス(LPG)	kg	22.2	-1.4%	21.9	34.1	+56%	×
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	573	-1.4%	565	481	-15%	○
	産業廃棄物排出量	kg	6,011	-1.4%	5,927	962	-84%	○
化学物質使用量の適切な管理		kg	37.1	-	-	32.0	-14%	○
水使用量の削減		m ³	77	-1.4%	76	91	+20%	×
環境に配慮した 自社の取り組み	環境配慮工事の推進 (手直し工事の削減)	件	—	現状把握	—	—	現状把握	—

※実績削減率は、目標値に対する実績値の比率である

二酸化炭素排出量(全部門)



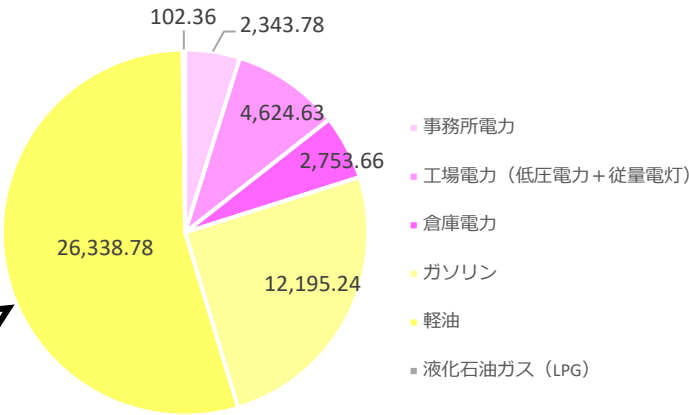
～ 全体評価 ～

二酸化炭素排出量(全部門)において、目標値に達成することはできなかった。内訳の中の軽油・プロパンガスの部門で大幅に数値を越えてしまった。従業員一人一人の意識を高めるとともに再度、二酸化炭素削減に向けての対策を練っていききたい。

～実績年度の二酸化炭素排出量～

部門別で二酸化炭素排出量を見ると、ガソリン・軽油の燃料からでる二酸化炭素排出量が全体の4分の1以上占めているのが分かる。今後は燃料削減への対策に力を入れていきたい。

実績年度の二酸化炭素排出量(全部門)内訳



VII.環境経営計画の実施状況と 次年度の環境経営計画

(対象期間：2022年6月～2023年5月)

	活 動 項 目	実 施 状 況	次年度計画	活 動 項 目	実 施 状 況	次年度計画
		内 容	内 容		内 容	内 容
事務所	①不要な照明の消灯	表示→徹底	継続実施	⑫便座ヒーター・温水の停止	表示→徹底	継続実施
	②クールビズ・ウォームビズの実施	会議時に説明	継続実施	⑬節水を促す表示をする	表示→徹底	継続実施
	③空調設定温度の見直し	リモコンに表示	継続実施	⑭毎月量水器の確認・点検をする	水漏れ等の点検	継続実施
	④ブラインドによる日射遮蔽	夏季実施	継続実施	⑮ダンボールの再利用とリサイクル	周知→徹底	継続実施
	⑤利用していない空調の停止	表示→徹底	継続実施	⑯シュレッダーリサイクル回収	周知→徹底	継続実施
	⑥室内外機周辺の障害物の撤去	撤去されている	継続実施	⑰インク・デプラカートリッジ回収	周知→徹底	継続実施
	⑦両面コピーの推進	会議時説明	継続実施	⑱エコキャップ運動への参加	回収箱の設置	継続実施
	⑧ミスコピーの裏面利用	裏紙BOXの設置	継続実施	⑲古切手回収	回収箱の設置	継続実施
	⑨使用済み封筒の再利用	郵便物の活用	継続実施	⑳事務所内・会社周辺に緑を置く	実施された	継続実施
	⑩会議資料のペーパーレス化	プロジェクターの活用	継続実施	㉑緑のカーテン造り	春先に実施された	継続実施
	⑪マイカップ・マイボトルの常備	マイカップの持参	継続実施			

	活 動 項 目	実 施 状 況	次年度計画	活 動 項 目	実 施 状 況	次年度計画
		内 容	内 容		内 容	内 容
工場	①産業廃棄物の分別収集	徹底されている	継続実施	⑧化学物質の購入量・使用量の把握	伝票による確認	継続実施
	②端材発生量の抑制	加工寸法の確認	継続実施	⑨化学物質の使用量削減の検討	工法の見直し	継続実施
	③産廃マニフェストの管理・保管	事務所にて保管	継続実施	⑩工場周辺の清掃活動	定期的に実施	継続実施
	④木材パレットを運送会社に返却	徹底されている	継続実施	⑪消防団活動による地域防災支援	実施された	継続実施
	⑤作業員・下請への周知徹底	会議時に説明	継続実施	⑫災害時救急マニュアルの作成	作成された	継続実施
	⑥化学物質代替品の検討	客先への提案	継続実施	⑬消火等防災訓練	毎年10月に実施	継続実施
	⑦化学物質RAシート作成・周知	安全書類にも添付	継続実施	⑭油類流出事故発生時訓練	毎年10月に実施	継続実施

	活 動 項 目	実 施 状 況	次年度計画	活 動 項 目	実 施 状 況	次年度計画
		内 容	内 容		内 容	内 容
現場等	①作業ミスの防止	作業ごとの確認	継続実施	⑤加減速の少ない運転	ビデオによる教育	継続実施
	②顧客クレーム削減	工事の正確化	継続実施	⑥早めのアクセルオフ	ビデオによる教育	継続実施
	③廃棄物の再資源化の推進	表示→徹底	継続実施	⑦タイヤの空気圧をこまめにチェック	運行日誌の活用	継続実施
	④ふんわりアクセル「eスタート」	ビデオによる教育	継続実施	⑧不要な荷物は積まずに走行	出発時確認	継続実施

～ひとこと～

今年度は一般廃棄物・産業廃棄物ともに目標値を下回ることができた。来年度も分別を徹底していきたい。

VII.環境関連法規一覧と違反・訴訟の有無

評価日：2023年5月31日

評価者：内川 茂

区 分		法 規 ・ 条 例 ・ 規 制	条 項	適 用 さ れ る 要 求 事 項	備 考	遵守 状況 評価
内 川 工 業 (株) と し て 遵 守 す る 法 律 等	法 令	産業廃棄物処理法(産業廃棄物の 処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲 示)廃棄物の悪臭防止・飛散防止	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		—
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票の5年保管	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2票、D、E票の5年保管	○
			第12条の3第7項	実績報告	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	—
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2票(90日以内)、D、E票 (180日以内)の期間内返却	—
			第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○
			第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○
			第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可変更	県知事の許可	—
		建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業許可の申請		○
			第25条第1項	主任技術者の設置		○
			第25条第2項	監理技術者の設置		○
		建設リサイクル法(建設工事に係 る資材の再資源化等に関する法 律)	第5条	建設業者の債務	分別の励行、リサイクルの推進	○
			第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事—80㎡以上 新築・増築工事—500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等—500万円 以上)	—
			第10条	対象建設工事受注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事中7日前までに市 長に届出書を提出	—
			第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		—
			第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		—
			第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃 棄物の再資源化工事等の完成報告	発注者への完了報告	—
			第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		—
		騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80kw以上)を使用する作 業	—
			第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	—
		フロン排出抑制方(フロン類の使用の 合理化及び管理の適正化に関する法 律)	第41条	第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	—
			第16条	第一種特定製品の管理者の判断となるべき事項	簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	—
		オフロード法(特定特殊自動車排 出ガスの規制等に関する法律)	第4条	使用者の責務	特定特殊自動車排出ガスの抑制のため必要な措置を講 ずるよう努めるとともに、国が実施する特定職種自動 車排出ガスによる大気汚染に関する施策への協力	○
		労働安全衛生法	第20条～25条の2	事業者の講ずべき措置等		○
事 業 所 全 般 と し て 遵 守 す る 法 律 等	法 令	家電リサイクル法(特定家庭用機 器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な 引き渡し、料金の支払い	特定家電(テレビ・冷蔵庫等)排気時のリサイクル料金 の支払い	○
		自動車リサイクル法(使用済自動 車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		○
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払い(廃車時)	○
		環境基本法	第8条	自主協力義務、行政への協力	エコアクション21の取り組み	○
		資源有効利用促進法(資源の有効 な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	再生資源又は再生部品の利用の促進(リユース又はリ サイクルが容易な製品の設計製造)自動車、家電製品 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、 衣類乾燥機)、パソコン、複写機等	○
		地球温暖化対策推進法(地球温暖 化対策の推進に関する法律)	第5条	自主協力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	エコアクション21の取り組み	○
		循環型社会形成推進基本法(循環 型社会の形成を推進する法律)	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な 物の循環的な利用を促進)	○
	静 岡 市 条 例	静岡県産業廃棄物の適正な処理に 関する条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	委託先の実地確認と記録の保管	現地確認記憶の保管	○
		廃棄物の処理及び減量に関する条 例	第4条	廃棄物の適正処理及び再生利用の促進と減量	静岡市の施策に協力	—
		静岡市環境基本条例	第4条	環境の共有性の認識	自然環境の維持及び向上	○
		静岡市環境基本条例	第6条	地球環境への影響の認識	エコアクション21の取り組み	○

○印：遵守、△印：不明なため行政へ相談、×印：不適合(違反)、一印：該当なし

- 1.環境関連法規等の遵守状況 ➡ 当社に適用される環境関連法規等の順守状況を確認した結果、違反はありませんでした。
- 2.違反・訴訟の有無 ➡ 当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

IX.代表者による全体の評価と見直し・指示

見直し日： 2023 年 6 月 15 日

- (1) ヒアリングチェック・内部監査の結果・法令順守
エコアクション21の構築・運用状況は、おおむね良好である。
当社では内部監査は実施していない。
- (2) 苦情を含む利害関係者からの重要な情報
苦情を含む利害関係者からの重要な情報はない。
- (3) 組織の環境パフォーマンス
組織の環境パフォーマンスはおおむね良好である。
- (4) 環境目標の達成
工事量の増加に伴い目標値の達成には至らなかったが、
継続して目標を適正に管理する。
- (5) 問題点の是正処置及び予防処置の状況
問題点の是正処置及び予防処置はない。
- (6) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
見直しの結果に対する問題はない。
- (7) 環境関連法規等を含む周囲の状況の変化
環境関連法規等を含む周囲の状況の変化は特にない。
- (8) 改善のための提案・その他
特にない。



【見直し事項の有無】

項 目	有 無	コ メ ン ト
1. エコアクション21文書類	無	特になし。
2. 環境目標・計画	無	次年度も同様の目標について管理していく。
3. 環境活動計画	無	次年度以降も試行錯誤を図り効果的な施策を実施する。
4. 組織体制	無	現段階では見直しをする必要はない。
5. 環境経営システム	無	各項目ともに良好に機能している。
6. その他	無	特になし。

【トップマネジメントによる確認・指示】

環境目標の達成は、コストダウンや業務レベルの向上につながるため、全員が一丸となって、より一層の努力をするよう指示した。



環境上の緊急事態への準備及び対応

vol.1

＜緊急時対策＞

火災対応手順書		内川工業株式会社	承認	作成
		制定日：2019年7月27日		
目的	火災が発生しないように予防を行う。火災発生の場合、緊急対応を適切に行う事により従業員と近隣住民の安全及び火災による環境汚染を防止する。			
No.	作業手順	ポイント		
1	【予防】 ①たばこは所定の場所で喫煙する。 ②有機溶剤保管場所は火気厳禁とする。 ③消火器の点検は毎月はじめに実施する。	喫煙スペースの吸殻入れには水を入れておく。 消火器の点検では、置き場所の確認、有効期限も確認する。 消火器は離れた場所からでもすぐ分かるように表示を行う。		
2	【社内連絡】 ①発見者は大声で火災発生を周囲に知らせる。 ②社内LINEにて火災発生を各現場に知らせる。 ③社内伝達で出火場所と避難要請を伝達する。 ④消防署に社名・住所・火災状況を連絡する。	社内にてグループLINEを作成し、緊急時連絡に活用する。 毎月の協議会にて連絡方法のマニュアルを社員に周知しておく。		
3	【消火活動】 ①近くにガス器具がある場合は元栓を閉める。 ②消火隊は設置済みの消火器を持って現場に駆けつけ一時消火を開始する。	ガス器具は常に決められた位置に設置しておく。 消火器の取扱い方法を社員に周知しておく。		
4	【避難誘導】 ①防火管理者は工場の出入り口又は駐車場に誘導する。	非常口を妨害する物が置いていないか普段から確認しておく。		
5	【警備】 ①防火管理者は消防隊の到着時に出火場所に誘導する。	防火管理者は不審者が社内(事務所)に侵入していないか確認する。		
6	【訓練・テスト及び評価・見直し】 ①毎年1回訓練を兼ねた消火テストを実施し、手順の有効性や訓練の妥当性を確認する。 ②火災発生時は原因を突き止め、再発防止のための手順を見直し、改定する。 ③手順書を改定した場合は必要に応じて試行・訓練を行う。	防災訓練 毎月6月 訓練時に消火器の有効期限が切れていないかを確認する。		

※火災発生時・緊急事態対応訓練実施後に見直し、必要に応じて改定する。

環境上の緊急事態への準備及び対応

vol.2

＜緊急時対策＞

油類流出事故対応手順書		内川工業株式会社	承認	作成
		制定日：2019年7月27日		
目的	管材加工作業場における油類流出事故は放流先の下水道排出基準を超過して水質悪化を引き起こすのみならず、地域社会から会社のイメージ低下を受けるので、油類流出事故は防止する必要がある。			
No.	作業手順	ポイント		
1	【取り組み者】 ①配管加工作業に従事する担当者全員。	油類流出事故を発生させないように配管加工作業中は細心の注意を払って作業する。		
2	【取り組み内容】 ①切削油をパイプマシンから抜き取る際に、外にこぼさないように注意して作業する。 ②切削油をパイプマシンに注入する際に、外にこぼさないように注意して作業する。 ③パイプマシンの底部周囲にオイルドレンパンを設置する。	切削油をパイプマシンから抜き取る際や注油する際には作業手順を確認してから作業する。 作業に不慣れな作業員はベテランの作業員の監視下で行うようにする。 切削油の抜き取り、注油作業時には床に油受け容器や吸油マットを用意しておく。		
3	【改善活動】 ①油の取扱いに関して、リスクアセスメントの活用により作業改善方法について全員で協議しあう。 ②多量の油類流出事故が発生した場合を想定して緊急連絡先を従業員に周知させ砂袋積み上げ・吸油マット敷き等の訓練を年1回行う。	①全員のコミュニケーションを図り、あらゆるリスクに対応できるように準備する。 ②緊急事態に対するスキルアップを図り、全従業員がマニュアル通りに行動できるようにする。		
4	【記録と達成状況の確認】 ①各部門の責任者(工場管理者)が緊急訓練の記録を行い、実施目的の達成確認を行う。 ②手順の有効性や訓練の妥当性を確認する	確認時期：緊急訓練の終了後1ヶ月以内 訓練の記録を5年間保存する。		
5	【評価と見直し】 ①経営責任者に緊急訓練の実施記録を提出するとともに、報告確認を行う。 ②緊急事態発生時は原因を突き止め、再発防止のための手順を見直し、改定する。 ③手順書を改定した場合は必要に応じて試行・訓練を行う。	訓練時期：毎年6月 緊急訓練の実施目的が未達成(例：時間が大幅に伸びた)の場合は、手順等の是正を行う。		

※火災発生時・緊急事態対応訓練実施後に見直し、必要に応じて改定する。

環境コミュニケーション受付票

作成者：澤口 恭兵

区分	外部 ・ 内部	○で 囲む	受付 日	年 月 日 (時 分)	
	苦情 ・ 要望 ・ 要請 ・ 提案 その他 ()				
発信元：(情報の発生元)			受付者	確認	
所属： 役職：					
氏名：					
TEL：					
FAX： Mail：				担当部門長	
件名：					
内容： 令和4年6月～令和5年5月まで該当なし					

※環境に関する利害関係者からの苦情や要望、行政からの要請等は必ず受け付け、速やかに対応、記録する。

【環境管理責任者による指示事項】	環境管理責任者
	年 月 日

【検討内容】	検討者
	年 月 日
	環境管理責任者
【発信者への回答】 発信者のコメント：	回答者
	年 月 日

【最終確認】 コメント：	環境管理責任者
	年 月 日

問題の是正及び予防処置

作成者：澤口 恭兵

受審組織		回答期限	
		年 月 日	
☐ 環境経営方針	□観察事項 □軽微な不適合 □重大な不適合	☐ 項目	☐ グラフ
☐ 実施体制組織図		☐ 内容	☐ コメント
☐ 環境経営目標		☐ 写真	☐ その他
☐ 環境経営計画・取り組み		☐ 表	
☐ その他			
【内容】（「審査の発見点」の内容を記載して下さい）			
令和4年6月～令和5年5月まで該当なし			

回答は下欄に記載して下さい(別紙添付 ☐有 ☐無) ＜注意：※印の項目は、観察事項の場合は記入不要＞

(1)不適合に対する修正処置 / 観察事項に対する改善計画			
※ (2)不適合の原因（真の原因を調査してください）			
※ (3)水平展開の必要性 ☐ 有 ☐ 無 （有りの場合は、その対象についての是正内容を記入）			
※ (4)是正処置実施内容（計画の場合は、予定時期を右欄に記入してください） 注)是正処置は上記不適合の原因を取り除く内容であること。	実施時期(予定)		
※ (5)是正処置の有効性の確認方法（計画の場合は、予定時期を右欄に記入してください）	有効性確認時期		
管 理 責 任 者 署 名 所 属 役 職 日 付			
J E T 使 用 欄	上記処置内容の確認： ☐ 適 ☐ 不適 ⇒ (認証登録 / 継続 / 再認証 不可)	確認審査の要否： (重大な不適合の場合) ☐ 要 ☐ 不要	報告書受領印
部門リーダー 署名		確認日付 年 月 日	